

四日市市雇用対策に関する協定書

四日市市（以下「市」という。）及び厚生労働省三重労働局（以下「労働局」という。）は、以下のとおり「四日市市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、四日市市における就労希望の実現及び雇用の安定を図るため、市及び労働局が相互に連携し、それぞれの施策について一体的に進めていくことを目的とする。

（事業計画）

第2条 市及び労働局は、前条に定める目的を達成するために、具体的な取り組みの内容を「四日市市雇用対策協定に基づく事業計画」に定めるものとする。

（運営協議会）

第3条 市及び労働局は、前条に定める事業計画の策定、実施状況の評価等を行うための運営協議会を設置する。

2 運営協議会の設置及び運営について必要な事項は、別途定めることとする。

（要請）

第4条 四日市市長及び三重労働局長は、この協定に基づく雇用対策の推進に資するために必要な要請を相互に行うことができ、当該要請について誠実かつ迅速に対応するものとする。

（情報共有）

第5条 市及び労働局が各々保有し、この協定に基づく雇用対策の推進に資するために必要な情報については、市及び労働局間において共有することとし、その具体的な範囲を含む管理及び取扱については、別途定めるものとする。

（秘密保持）

第6条 この協定に基づく雇用対策を推進するために、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める内容を変更しようとするときは、市及び労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

この協定は、本協定書を締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、四日市市長及び三重労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年2月1日

四日市市長

森 智広

三重労働局長

林 祥考